（証券コード　３６８５）
平成27年12月３日

株 主 各 位

東京都中央区築地一丁目13番１号
株式会社みんなのウェディング
代表取締役社長兼ＣＥＯ　石　渡　進　介

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月18日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年12月21日（月曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービル　38階　スカイホール「マリーン」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

３．目的事項

報告事項　　第５期（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面に加え、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主１名に限らせていただきます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.mwed.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社を取り巻くインターネット業界においては、インターネットの普及により、ソーシャルメディアやＣＧＭ（Consumer Generated Media）サイトといった「消費者発信型メディア」が拡大しております。消費者の購買行動は、商品やサービスの供給側からマスメディア経由で発信された情報に基づくものから、インターネットで情報を比較検討した上で商品やサービスを購入し、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）にロコミを投稿して情報を共有し、拡散する形へと変化しております。また、スマートフォンの世帯普及率は64.7％と過半数を超え、20～29歳では94.5％、30～39歳では92.4％となり（出典：総務省「平成27年版　情報通信白書」）、サービスの中心はモバイルインターネットへと移っております。

また、当社が事業を展開するブライダル市場においては、平成26年の婚姻件数が64万3,749組と、平成25年（66万613組）から1万6,864組の減少となりました（出典：厚生労働省「平成26年　人口動態統計」）。

このような環境の中、当社では「結婚式を生涯最高の思い出にしたい」と願う花嫁・花婿に対して、昨今の多様化する結婚式に合わせ、結婚式場を比較検討して理想とする結婚式を挙げることができるよう、結婚式場のロコミや実際の費用明細等のウェディングに関する情報提供サービスに取り組んでおります。

当事業年度において、当社は、主に「みんなのウェディング」サイトの媒体力強化と有料掲載結婚式場数の積上げに取り組みました。また、将来的な事業規模の拡大及び人員増加に備え、平成26年11月に本社移転を行いました。平成27年５月にクックパッド株式会社による公開買付けが行われ、当社はユーザーファーストを更に徹底し、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討しやすいよう、サイトデザインのリニューアルやサービスの拡充等に取り組みました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,888,760千円（前事業年度比25.6%増）、営業利益は169,263千円（前事業年度比48.3%減）、経常利益は172,136千円（前事業年度比41.1%減）、当期純利益は115,524千円（前事業年度比36.9%減）となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。事業ごとの取り組みは以下のとおりであります。

（みんなのウェディング事業）

みんなのウェディング事業では、「みんなのウェディング」サイト等を運営し、花嫁・花婿の立場に立って、結婚式場の情報や、それに関わるロコミや実際の費用明細、その他結婚式に関する様々な情報を提供しております。また、「みんなのウェディング相談デスク」では、花嫁・花婿に対して専門のアドバイザーによる結婚式場選びのサポートを展開しております。

当事業年度における取り組みは以下のとおりであります。

(a) 商品の改定

「みんなのウェディング」では、前事業年度において、ユーザーが当社のウェブサイトで起こしたアクションに応じて成果課金する仕組みを契約に盛り込んだ新商品の販売・転換を促進し、当事業年度開始の平成26年10月より新商品による課金を開始しました。これによって売上高の増加に繋がったものの、価格引き上げによる影響により、契約更新をしなかったクライアントもあり、平成27年９月末現在、有料掲載結婚式場数（「みんなのウェディング」サイトに掲載している結婚式場のうち当社と契約している結婚式場の当該月末の件数）は1,284件と契約件数の増加に繋げることが出来ておりません。このような点を踏まえ、成果課金型の価格体系を改定し、よりシンプルでクライアントが分かりやすい新商品体系への変更を行いました。

(b) サイト価値の向上

当社運営サイトの花嫁・花婿による認知度の向上、他社サイトとの差別化を図るため、「みんなのウェディング」サイトのリニューアルを行いました。特にロゴマークやサービスカラーの変更を行い、結婚式場への反響等を認識しやすくしました。また、花嫁・花婿が結婚式場を比較

検討しやすく改善したり、口コミの量と質を向上させるための仕組みを設ける等、サイト利便性の向上を図りました。その結果、延べ月間利用者数（当該月における「みんなのウェディング」サイト及び「みんなのウェディングアプリ」の月間利用者数をブラウザ数と端末数から算出した延べ人数）は3,474千人（平成27年９月）となり、過去最高を記録しました。また同時にクラウドサーバーへの移行、使用プログラミング言語の変更等将来の開発体制の基盤強化を行っております。

(c) 相談デスクの位置付けの変更

対面で結婚式場の紹介を行う「みんなのウェディング相談デスク」は、平成27年８月、ユーザーファーストを徹底するためにその位置付けを変更しました。結婚式場との契約の有無を問わず、花嫁・花婿が望む理想の結婚式を挙げるため、全国の結婚式場を紹介できるようにし、また、「みんなのウェディング相談デスク」で受けた花嫁・花婿からの相談を「みんなのウェディング」等のサイト開発や結婚式場といったクライアント向け商品開発に反映させる等、ユーザーニーズを起点とした各方面への強化に繋げる前提を構築しました。

これらの結果、当事業年度におけるみんなのウェディング事業の売上高は、1,767,099千円（前事業年度比20.6%増）となりました。

（その他事業）

その他事業では、従来の結婚式スタイルとは異なり、場所にとらわれない自由で新しい結婚式を望む花嫁・花婿の希望を実現するサービス「Brideal（ブライディール）」を展開しておりました。

当事業年度においては、ウェディングプランナーの採用を進め、当社が主体となって企業や自治体等と連携する等して、オリジナリティある結婚式の浸透を図り、一定の施行件数を受注しておりましたが、新経営体制のインターネットメディアを中心とするみんなのウェディング事業への集中という方針のもと、現在、新規の募集を停止しております。

これらの結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は、121,661千円（前事業年度比209.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は242,072千円であり、その主なものは当社の業容拡大に備えた本社移転と事業運営を行うためのソフトウェアの開発に係るものであります。

③ 資金調達の状況

新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、9,000株の新株式を発行し、360千円の資金を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	平成24年９月期（第２期）	平成25年９月期（第３期）	平成26年９月期（第４期）	平成27年９月期（当事業年度）（第５期）
売上高（千円）	555,243	1,011,381	1,504,194	1,888,760
経常利益（千円）	70,598	175,932	292,241	172,136
当期純利益（千円）	60,967	109,869	183,030	115,524
１株当たり当期純利益（円）	42.08	35.80	27.07	15.43
総資産（千円）	315,874	536,251	3,528,099	3,354,320
純資産（千円）	216,086	350,035	3,158,191	3,074,351
１株当たり純資産額（円）	29.46	61.69	414.61	411.93

（注）１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、自己株式は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する当社株式163,100株であります。

２．当社は平成25年10月23日開催の取締役会において、平成25年11月19日付で株式１株につき3,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第２期期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

平成27年10月１日のクックパッド株式会社の子会社における役員の異動により、同社は同社の直接保有分と同社の緊密な者等の所有分とを合わせて当社の議決権の過半数を所有することとなりました。その結果、同社は当社の「その他の関係会社」から「親会社」となりました。

会社名	資本金	議決権比率（合算分）	当社との関係
クックパッド株式会社	5,205百万円	26.84% (50.97%)	・当社は、同社との間で資本業務提携基本合意書を締結しております。 ・当社は、平成27年９月30日現在において、同社から取締役４名、監査役１名の派遣並びに従業員４名の出向を受け入れております。 ・平成27年９月期において、同社との間で広告関連業務等の取引があります。

(4) 対処すべき課題

当社の業績は現在のところ比較的堅調に推移しております。しかし、その目標とするところに対して、まだ始まったばかりの事業ステージにあるため、以下の事項を主要な課題と認識し、対処してまいります。

① ユーザーファーストの徹底

当社のサービスは、結婚式を挙げようとする花嫁・花婿の悩みを解消することに社会的な存在価値があり、花嫁・花婿が結婚式場を比較検討する際に支持されるようなサイトである必要があると考えます。そのため、ユーザーファーストを徹底することにより、花嫁・花婿の立場に立って利便性の高いサイト作りを行ってまいります。

② 事業利益の創出

当社は、上場会社として安定的に利益を生み出しながら成長を続けていくことが重要であると考えます。当社はまだ成長段階にあるため、当面の間は事業規模拡大等のために投資が必要ですが、コストを適切にコントロールし、安定的に利益を計上していく方針であります。

③ 優秀な人材の確保

当社事業の拡大及び成長のためには、ユーザー価値に忠実な人材の採用と、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題と考えます。当社は、事業展開に沿って計画的に優秀な人材の採用を行っていくと同時に、ユーザーファーストな考え方を社員に徹底していく等、人材の育成に取り組み、従業員の定着を図るよう努めてまいります。

④ 経営管理体制の構築・強化

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに継続的に成長していくためには、内部統制の整備、強化に継続して取り組んでいくことが必要であると考えております。当社は、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス体制の強化を含め、内部統制の整備、強化、見直しを継続して行っていく方針であります。

⑤ 認知度の向上

当社が展開する事業は、開始してからまだ数年と日が浅く、認知度が十分あるとはいえません。当社の事業が拡大及び成長していくためには、

当社の運営するサイトの認知度を向上させ、花嫁・花婿が結婚式場を選んで決めるサイトになることが必要です。そのため、ユーザーファーストを徹底してサービスを拡充し、当社サイトの認知度とサイト価値の向上に取り組んでいく方針であります。

⑥　新サービスの展開

多様化するニーズに応えるため、当社は常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。今後も既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場やその他周辺領域における新規サービスの展開を図ることで、既存ユーザーへのさらなる付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図り、新しい収益モデルを構築してまいります。

⑦　システム基盤の強化

当社は、サービスをインターネット上で提供していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性及びセキュリティ管理体制の構築が重要であります。現在もクラウドサーバーへの移行や使用プログラミング言語の変更等を行って体制を強化しておりますが、継続してインターネット環境の変化に対応したシステム基盤の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
みんなのウェディング事業	結婚式場の口コミサイト運営
その他事業	結婚式プロデュース

（注）その他事業の結婚式プロデュースは、現在、新規の募集を停止しております。

(6) 主要な営業所（平成27年９月30日現在）

本　社	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名	13名増	34.2歳	2.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおり、臨時使用人は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成27年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,626,300株

(3) 株主数 1,494名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
クックパッド株式会社	2,047,000	26.84
穐田誉輝	1,000,000	13.11
飯尾慶介	600,500	7.87
YJ1号投資事業組合	599,400	7.85
Globis Fund Ⅲ, L.P.	514,976	6.75
株式会社ディー・エヌ・エー	417,200	5.47
石渡進介	240,000	3.14
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	163,100	2.13
Globis Fund Ⅲ(B), L.P.	144,024	1.88
中村義之	140,000	1.83

(5) その他株式に関する重要な事項

① 新株予約権（ストック・オプション）の行使に伴い、発行済株式数の総数は前事業年度末から9,000株増加しております。

② 「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」の設定に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社が当社株式163,100株を取得しております。

３．新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年９月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記（新株予約権の発行）に記載のとおりです。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石渡進介	ＣＥＯ クックパッド株式会社　執行役員 株式会社コロプラ　取締役
取締役	百鬼弘	ＣＦＯ
取締役	間渕紀彦	サービス開発本部長
取締役	有川久志	クックパッド株式会社　執行役員
取締役会長	穐田誉輝	クックパッド株式会社　取締役兼代表執行役
取締役	坂東龍	株式会社ペイジェント　取締役
取締役	岩田彰一郎	アスクル株式会社　代表取締役社長兼ＣＥＯ ソロエル株式会社　取締役会長 株式会社資生堂　社外取締役
常勤監査役	澤田静華	―
監査役	山田啓之	エイジックス株式会社　代表取締役 ＡＺＸ総合会計事務所　代表 クックパッド株式会社　社外取締役 株式会社ワイヤレスゲート　社外監査役
監査役	飯田耕一郎	森・濱田松本法律事務所　弁護士 株式会社コロプラ　社外監査役

（注）１．代表取締役社長石渡進介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

２．取締役坂東龍氏及び岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。

３．監査役澤田静華氏は公認会計士、監査役山田啓之氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．監査役飯田耕一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

５．監査役澤田静華氏及び飯田耕一郎氏は、社外監査役であります。

６．取締役坂東龍氏、岩田彰一郎氏及び監査役澤田静華氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

７．当事業年度中の役員の異動は以下のとおりであります。

・取締役中村義之氏は、平成26年10月31日をもって辞任により退任いたしました。

・代表取締役社長飯尾慶介氏（担当/ＣＥＯ）及び取締役佐々木聡晃氏は、平成26年12月25日開催の第４回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

・代表取締役社長内田陽介氏（担当/ＣＥＯ）及び取締役坂東龍氏は、平成26年12月25日開催の第４回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
・代表取締役社長内田陽介氏（担当/ＣＥＯ）、取締役新井普之氏（担当/ＣＦＯ）、取締役芝昭彦氏、監査役今村創造氏、監査役本橋広行氏は、平成27年７月17日開催の臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
・代表取締役社長石渡進介氏、取締役百鬼弘氏、取締役間渕紀彦氏、取締役穐田誉輝氏及び取締役岩田彰一郎氏は、平成27年７月17日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
・取締役有川久志氏は、平成27年７月17日開催の臨時株主総会において、新たに取締役に選任され、平成27年８月１日に就任いたしました。
・監査役山田啓之氏及び監査役飯田耕一郎氏は、平成27年７月17日開催の臨時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容

当社と業務執行を行わない取締役及び監査役は、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	13名 (3)	49,083千円 (7,200)
監査役 （うち社外監査役）	5 (4)	15,250 (14,500)
合計 （うち社外役員）	18 (7)	64,333 (21,700)

（注）１．当事業年度中に退任した取締役６名及び監査役２名を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、平成25年12月13日開催の第３回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成24年12月26日開催の第２回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役芝昭彦氏（平成27年７月17日に退任。）は、芝経営法律事務所の代表、フクダ電子株式会社の監査役、株式会社プリンスホテルの監査役、株式会社ベリサーブの取締役、空港施設株式会社の監査役及び日本ハム株式会社の監査役であります。当社は株式会社プリンスホテルとの間で広告掲載における取引関係があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役今村創造氏（平成27年７月17日に退任。）は、株式会社東京アドバイザリーグループの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役本橋広行氏（平成27年７月17日に退任。）は、株式会社エルテスの監査役及び株式会社ジャパンブルーエナジーの監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

・取締役坂東龍氏は、株式会社ペイジェントの取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。なお、株式会社ペイジェントの発行済株式総数の50.00％を保有する株式会社ディー・エヌ・エーは、当社の発行済株式総数の5.47％を保有しており、当社と同社との間に特別の関係はありません。

・取締役岩田彰一郎氏は、アスクル株式会社の代表取締役社長兼ＣＥＯ、ソロエル株式会社の取締役会長及び株式会社資生堂の取締役であります。当社はアスクル株式会社との間で文具事務用品等の購買取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役飯田耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所の弁護士であり、株式会社コロプラの監査役であります。当社は、森・濱田松本法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務等の委託取引があります。当社とその他の兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　芝　昭彦	平成27年７月17日の退任日までの間に開催された取締役会24回のうち23回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
取締役　坂東　龍	平成26年12月25日の就任日以降に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。インターネットビジネスにおける豊富な経験をもとにした事業面での助言・提言や、取締役の職務執行の監督等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役　岩田彰一郎	平成27年７月17日の就任日以降に開催された取締役会４回のうち３回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験をもとに経営全般に関する助言・提言や、取締役の職務執行の監督等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　澤田静華	当事業年度開催の取締役会28回のうち28回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、適切な内部統制構築について助言・提言を行っております。
監査役　今村創造	平成27年７月17日の退任日までの間に開催された取締役会24回のうち23回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、事業を拡大していく中でのリスクを回避する助言・提言を行いました。
監査役　本橋広行	平成27年７月17日の退任日までの間に開催された取締役会24回のうち23回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、適切な内部統制構築について助言・提言を行いました。
監査役　飯田耕一郎	平成27年７月17日の就任日以降に開催された取締役会４回のうち４回、監査役会２回のうち２回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、適切な内部統制構築について助言・提言を行っております。

（注） 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り、会計監査人を解任するか、「会計監査人の解任または不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（平成27年10月1日改定）を定めており、その基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

② 当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社における各部門のコンプライアンス上の課題を継続的に検討し、法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。

③ 当社は、代表取締役直轄の内部統制室にて、当社及び子会社における各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その評価を代表取締役に報告する。

④ 当社は、当社及び子会社における法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び子会社における社内報告体制として内部通報制度を構築し、「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

② 必要に応じ、取締役、監査役及び監査法人等はこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① 当社の取締役会は「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクを予め識別し管理すると同時に、識別したリスクに対処するための体制を整備し、定期的に見直すものとする。

② リスク情報等についてはコンプライアンス・リスク管理委員会より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、必要に応じて研修の実施、マニュアルの整備等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行うものとする。

③ 当社の取締役会は、当社及び子会社の経営に重大な影響を与える不測の事態の発生に備え、事業継続計画を整備する。

④ 不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

⑤ 内部統制室は当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役会は月に１回、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。また、経営会議を週に１回、又は必要に応じて適時開催し、取締役会の定めた業務執行の基本方針に従い、取締役会から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進する。当社及び子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し、実行する。

② 取締役は代表取締役の指示の下、取締役会決議等に基づき自己の職務を執行する。また、当社及び子会社は、適宜会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、経営政策、経営戦略等を進言するものとする。

③ 各部門においては、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を受け、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

② 当社の監査役及び内部統制室は、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

③ 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社に適用する「行動規範」を子会社にも適用する。
④ 子会社の経営管理については、コーポレート本部が担当部門としてその任にあたるほか、子会社の経営の管理に関する基本方針及び子会社の管理に関する規程（「関係会社管理規程」）を制定し、これらに基づいて行うものとする。
⑤ 当社は、子会社に、自社の経営管理内容が法令上の問題があると判断する場合には、当社の内部統制室に報告させ、当社の内部統制室は直ちに監査役に報告を行う。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
⑥ 当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施する。
⑦ コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の維持・向上を図るとともに、当社及び子会社が直面する可能性があるリスクの管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 監査役は、監査役の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
② 監査役を補助する使用人の人事異動は、監査役の承認を事前に得るものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
② 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、当社の監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③ 当社は、当社の監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、子会社の規程において明記させるとともに、当社及び子会社において周知徹底させる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、内部統制室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

② 会計監査業務については監査法人に会計監査の説明を受ける等必要な連携を図り、監査役監査の実効性を確保する。

③ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合には、随時弁護士等より専門的な立場からの助言を受けるものとする。

④ 当社は、監査役が監査を実施することによって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 内部統制システムの構築に関する基本方針及び財務報告の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

② コーポレート本部を反社会的勢力対応統括部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。

③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

この基本方針に基づく主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役の職務執行を効率的に行うため、平成27年７月より常勤取締役から構成される会議を週に１回開催し、経営の重要事項の検討、協議を行ってきました。平成27年10月に当会議体を経営会議とし、取締役から授権された範囲内で経営の重要事項の意思決定及び業務執行を推進しております。

(2) 監査役

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議（前身の会議体を含む。）やその他の重要会議への出席を通じ、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人や内部統制室と情報交換を実施して内部統制システム全般をモニタリングしております。

(3) 財務報告に係る内部統制

職務権限や職務分掌の見直し、業務フローの再構築を行い、また、基幹システムを入れ替え、業務プロセスの改善・強化を図りました。平成27年６月に内部監査グループを内部統制室とし、内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし、定着・改善を進めております。

(4) コンプライアンス

コンプライアンスについての教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図り、健全な職務執行を行う環境を整備しております。また、内部通報制度を社内に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見に努めております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、将来の事業展開と経営基盤の強化に備え企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、株主価値の向上として株主への配当を行うこと、これを大きくしていくことを基本方針としております。また、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年１回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、既存サービスの拡充に加え、ウェディング市場における新規サービスを展開し、更にその周辺領域においても魅力的な事業機会が存在する、または新たに発見できると考えております。したがいまして、更なる成長へ向けたサービスの拡充や、組織の構築等に投資を行うことを優先していくことが株主価値の最大化に資すると考え、現在、剰余金の配当を実施しておりません。事業の成長基盤が整うまでの間、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただく考えであります。

今後は、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案したうえ、配当を行うこと、配当金額を大きくしていくことを検討していきたいと考えております。

内部留保資金につきましては、ユーザーファーストのサービスを展開していくためのサービス開発、システム投資及び組織体制整備等の財源として、中長期的には安定して継続的にサービス提供するための事業基盤の整備並びに新たな成長分野への投資等の財源として利用していく予定であります。

貸　借　対　照　表

（平成27年９月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**2,716,149**	**流　動　負　債**	**223,753**
現金及び預金	2,378,136	買掛金	15,401
売掛金	298,242	未払金	111,195
仕掛品	6,024	未払費用	38,661
貯蔵品	337	未払法人税等	11,870
前渡金	252	未払消費税等	17,782
前払費用	17,563	前受金	22,134
繰延税金資産	23,734	預り金	764
その他	2,331	ポイント引当金	4,231
貸倒引当金	△10,472	その他	1,711
固　定　資　産	**638,170**	**固　定　負　債**	**56,215**
有形固定資産	**150,859**	資産除去債務	56,215
建物	143,505	**負　債　合　計**	**279,968**
工具、器具及び備品	7,354	（純資産の部）	
無形固定資産	**121,620**	**株　主　資　本**	**3,074,351**
のれん	5,982	**資　本　金**	**1,436,482**
ソフトウエア	110,840	**資本剰余金**	**1,424,159**
ソフトウエア仮勘定	4,797	資本準備金	1,424,159
投資その他の資産	**365,690**	**利益剰余金**	**413,433**
関係会社株式	2,540	その他利益剰余金	413,433
投資有価証券	229,941	繰越利益剰余金	413,433
敷金及び保証金	120,683	**自己株式**	**△199,724**
破産更生債権	1,285	**純資産合計**	**3,074,351**
長期前払費用	4,625		
繰延税金資産	7,518		
その他	381		
貸倒引当金	△1,285		
資　産　合　計	**3,354,320**	**負債純資産合計**	**3,354,320**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,888,760
売上原価		407,255
売上総利益		1,481,505
販売費及び一般管理費		1,312,241
営業利益		169,263
営業外収益		
受取利息	1,777	
業務委託料	600	
その他	495	2,872
経常利益		172,136
特別利益		
債務免除益	19,595	19,595
特別損失		
子会社株式評価損	7,459	7,459
税引前当期純利益		184,272
法人税、住民税及び事業税	64,439	
法人税等調整額	4,308	68,748
当期純利益		115,524

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,436,302	1,423,979	1,423,979	297,909	297,909	－	3,158,191	3,158,191
当期変動額								
新株の発行	180	180	180				360	360
当期純利益				115,524	115,524		115,524	115,524
自己株式の取得						△199,724	△199,724	△199,724
当期変動額合計	180	180	180	115,524	115,524	△199,724	△83,840	△83,840
当期末残高	1,436,482	1,424,159	1,424,159	413,433	413,433	△199,724	3,074,351	3,074,351

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

仕掛品　　個別法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　８～15年
工具、器具及び備品　　４～８年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、ソフトウエア（自社利用）は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用　　均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金　　投稿促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間　　５年間で均等償却しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　29,841千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権　249千円

② 短期金銭債務　7,850千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価　4,861千円

販売費及び一般管理費　26,917千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,617,300株	9,000株	－株	7,626,300株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使により9,000株を発行したことによるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	163,100株	－株	163,100株

(注) 自己株式の数の増加は、「株式給付信託（Ｊ-ＥＳＯＰ）」の設定により、信託が当社株式を取得したことによる増加分であります。

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第５回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	129,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,834千円
ポイント引当金	1,398
未払事業税	1,558
一括償却資産	2,470
資産除去債務	18,135
資産調整勘定	2,191
未払費用	8,245
未払金	2,292
子会社株式	2,466
その他	4,472
繰延税金資産合計	47,064
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△15,811
繰延税金負債合計	△15,811
繰延税金資産の純額	31,252

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。時価を把握することが極めて困難であり、減損のリスクに晒されています。当社は投資先より定期的に業績や財務状況の報告を受けており、当該リスクを把握する体制をとっております。

敷金及び保証金は、主に本社事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入れ先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては定期的に差入れ先の状況等の確認を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,378,136	2,378,136	－
(2) 売掛金	298,242		
貸倒引当金（※）	△10,472		
	287,769	287,769	－
(3) 敷金及び保証金	120,683	108,816	△11,867
資産計	2,786,590	2,774,722	△11,867
(1) 買掛金	15,401	15,401	－
(2) 未払金	111,195	111,195	－
(3) 未払法人税等	11,870	11,870	－
(4) 未払消費税等	17,782	17,782	－
負債計	156,248	156,248	－

(※) 売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．関係会社株式及び投資有価証券（関係会社株式2,540千円　投資有価証券229,941千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1　年　以　内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	1　0　年　超（千円）
現金及び預金	2,378,136	－	－	－
売掛金	298,242	－	－	－
敷金及び保証金	6,019	－	－	－
合計	2,682,398	－	－	－

（※）敷金及び保証金については、返還期日を明確に把握できるもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの（114,664千円）については、返還予定額に含めておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

当社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	飯尾　慶介	7.87	元当社代表取締役社長	仮受の返金	13,198	－	－
				仮受の放棄	21,163	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

前事業年度における飯尾慶介氏からの仮受金34,361千円について、13,198千円は返金を行い、残りの21,163千円については債務免除を受けております。

8．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　411円93銭

(2) 1株当たり当期純利益　15円43銭

９．重要な後発事象に関する注記

新株予約権の発行

当社は、平成27年11月13日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

新株予約権の総数	4,750個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　475,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の払込期日	平成27年12月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき1,374円
新株予約権の行使期間	平成29年１月１日から平成32年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、平成28年９月期、平成29年９月期または平成30年９月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は、連結キャッシュ・フロー計算書とする。以下同じ。）から算出するEBITDA（損益計算書に記載される営業利益にキャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加算したもの。）が、いずれかの決算期について10億円以上となった場合、各新株予約権者は、それぞれに割り当てられた本新株予約権を行使することができる。 なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更その他の事由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
割当先	当社取締役　　４名　　1,600個 当社従業員　　108名　　3,150個

10. その他の注記

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、平成26年９月12日付取締役会決議に基づき、当社の株価及び業績向上と従業員等の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映するインセンティブプランとして「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」（以下、「本制度」といいます。）を平成26年12月に設定しております。

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対して当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対してポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

なお、従業員等に対して給付する株式として資産管理サービス信託銀行株式会社が保有する当社株式を、当該信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末日における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、199,724千円、163,100株であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

株式会社みんなのウェディング
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みんなのウェディングの平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月18日

株式会社みんなのウェディング監査役会

常勤監査役（社外監査役）　澤　田　静　華　㊞

監査役　山　田　啓　之　㊞

監査役（社外監査役）　飯　田　耕一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条（取締役の任期）につきまして、所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第20条　（条文省略）	第１条～第20条　（現行どおり）
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （条文削除）
第22条～第47条　（条文省略）	第22条～第47条　（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役７名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いしわたりしんすけ 石渡進介 （昭和44年８月30日）	平成10年４月　牛島法律事務所（現　牛島総合法律事務所）入所 平成12年４月　上杉法律事務所（現　桜田通り法律事務所）入所 平成13年１月　Field-R法律事務所設立 平成19年10月　クックパッド株式会社取締役 平成20年８月　ヴァス・コ・ダ・ガマ法律会計事務所設立　パートナー弁護士（現任） 平成22年７月　株式会社コロプラ取締役（現任） 平成23年３月　クックパッド株式会社執行役 平成27年３月　同社執行役員（現任） 平成27年５月　当社入社（出向） 平成27年７月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（現任）	240,000株
2	なきりひろし 百鬼弘 （昭和32年３月６日）	昭和54年４月　株式会社中外入社 平成２年１月　三菱信託銀行株式会社（現　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 平成12年７月　株式会社バルス入社 平成12年９月　同社常務取締役 平成14年２月　同社専務取締役 平成19年６月　同社取締役副社長 平成24年１月　クックパッド株式会社執行役 平成27年６月　当社入社 平成27年７月　当社取締役兼ＣＦＯ（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	まぶち　のりひこ 間渕　紀彦 （昭和50年12月１日）	平成10年４月　ＹＫＫ　ＡＰ株式会社入社 平成17年12月　株式会社エムアウト入社 平成20年９月　株式会社メディパス代表取締役 平成21年12月　クックパッド株式会社入社 平成26年５月　同社執行役員 平成27年５月　当社入社（出向） 平成27年６月　当社サービス開発本部長（現任） 平成27年７月　当社取締役（現任）	60,000株
4	ありかわ　ひさし 有川　久志 （昭和43年６月12日）	平成５年４月　株式会社電通入社 平成27年８月　クックパッド株式会社入社　執行役員（現任） 平成27年８月　当社取締役（現任）	4,500株
5	あきた　よしてる 穐田　誉輝 （昭和44年４月29日）	平成５年４月　株式会社日本合同ファイナンス（現　株式会社ジャフコ）入社 平成８年４月　株式会社ジャック（現　株式会社カーチスホールディングス）入社 平成11年９月　株式会社アイシーピー代表取締役 平成12年５月　株式会社カカクコム取締役 平成13年12月　同社代表取締役社長 平成18年６月　同社取締役相談役 平成19年７月　クックパッド株式会社取締役（現任） 平成24年５月　同社代表執行役（現任） 平成27年７月　当社取締役会長（現任）	1,000,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	いわた　しょういちろう 岩田　彰一郎 （昭和25年８月14日）	昭和48年３月　ライオン油脂株式会社（現　ライオン株式会社）入社 昭和61年３月　プラス株式会社入社 平成９年３月　アスクル株式会社代表取締役社長（現任） 平成12年５月　同社ＣＥＯ（現任） 平成14年11月　ASKUL e-Pro Service 株式会社（現　ソロエル株式会社）取締役 平成18年６月　株式会社資生堂社外取締役（現任） 平成22年11月　株式会社アルファパーチェス社外取締役（現任） 平成24年７月　ソロエル株式会社取締役会長（現任） 平成27年７月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．穐田誉輝氏は、クックパッド株式会社の取締役兼代表執行役であります。同社は当社の親会社であり、当社は同社との間で資本業務提携基本合意書を締結しております。当社は同社から取締役４名、監査役１名の派遣並びに従業員４名の出向を受け入れており、広告関連業務等における取引関係があります。岩田彰一郎氏は、アスクル株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間で文具事務用品等の購買取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。

３．岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とする理由について
岩田彰一郎氏は企業経営者として経営全般に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待できることや、取締役の職務執行の監督強化を図るのに十分な見識及び経験を有していることから、当社において社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

４．岩田彰一郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５ヶ月となります。

５．当社は、穐田誉輝氏及び岩田彰一郎氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その内容の概要は、会社法第423条第１項の責任につき、10万円又は会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度額とするものです。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、岩田彰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたり、監査役会は慎重に議論を重ね、候補者である会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案しております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成27年９月30日現在）

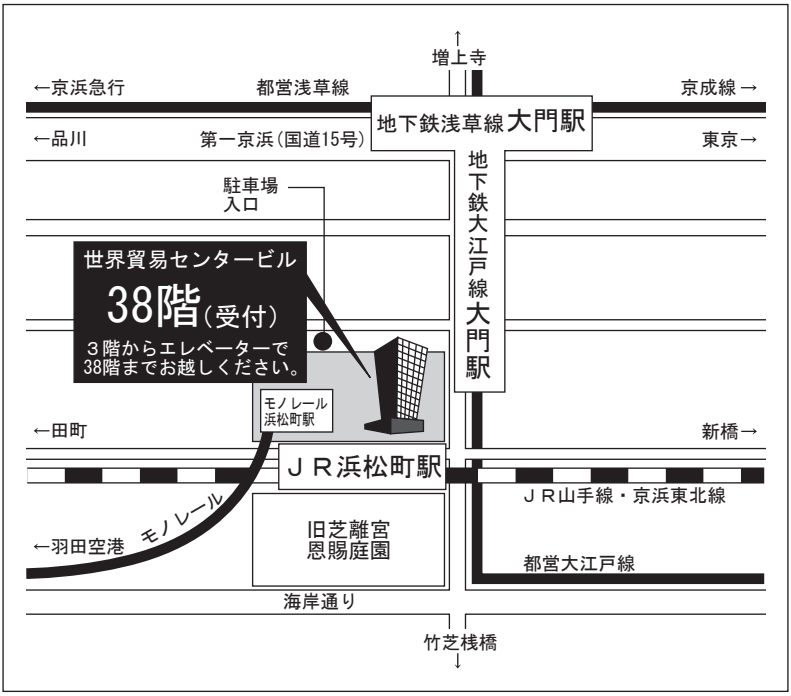
名　称	有限責任 あずさ監査法人
事業所	主たる事務所　東京都新宿区津久戸町1番2号 その他の事務所　東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、京都、神戸、広島、福岡
沿　革	昭和44年７月　監査法人朝日会計社設立 昭和60年７月　新和監査法人と合併し、監査法人朝日新和会計社設立 平成５年10月　井上斎藤英和監査法人と合併し、朝日監査法人発足 平成15年２月　新日本監査法人よりＫＰＭＧの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立 平成15年４月　朝日監査法人がＫＰＭＧのメンバーファームに正式加入 平成16年１月　朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足 平成22年７月　有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
概　要	資本金　3,000百万円 構成人員　公認会計士　3,019名 （うち代表社員31名、社員518名） 会計士補　11名 会計士試験合格者　1,085名 専門員　700名 （特定社員35名、うち代表社員1名） その他職員　583名 合計　5,398名 監査証明業務　3,399社

以上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区浜松町二丁目４番１号
世界貿易センタービル　38階　スカイホール「マリーン」
電話　03-3435-3803



【交通のご案内】
◎ＪＲ（山手線・京浜東北線）浜松町駅直結
◎東京モノレール浜松町駅直結
◎都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅直結（Ｂ３出口）

※　駐車場の数には限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。